

豊岡市建設工事入札参加者選定要綱

平成19年3月29日豊岡市告示第60号

改正 平成22年1月18日豊岡市告示第11号 平成22年3月30日豊岡市告示第82号

令和7年3月31日豊岡市告示第90号

(趣旨)

第1条 競争入札に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）の資格審査、資格格付、指名基準等については、豊岡市契約規則（平成17年豊岡市規則第59号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、市が発注する別表第1に掲げる建設工事に適用する。

(資格審査及び資格格付事務)

第3条 入札参加資格者の資格審査及び資格格付は、豊岡市入札参加者審査会が行う。

(資格審査の対象者等)

第4条 入札参加資格者の資格審査は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者（以下「申請者」という。）について行うものとする。

2 前項に規定する資格審査は、次の事項について別表第1に定める工事の種類ごとに行う。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可の有無

(2) 建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目

(3) 工事に必要な機器等の所有状況等

(格付等級)

第5条 土木一式、建築一式、電気、管及び舗装の工事についての入札参加資格者は、建設業法第27条の23の規定に基づく建設業者の経営に関する客観的事項の審査結果の総合評点（以下「経審評点」という。）に豊岡市建設工事入札参加者に係る資格格付要領に規定する地域・社会貢献評価に係る数値を加算した総合数値をもって別表第2の等級区分に格付（以下「格付等級」という。）する。

(発注対応工事金額の範囲)

第6条 別表第2に規定する格付等級に対応する工事の設計金額の範囲（以下「発注対応工事金額」という。）は、別表第3のとおりとする。

2 市内に本店を有する者又は市内に営業所等（建設業法第3条第1項に定めるものに限る。）を有し、当該営業所等に契約締結に係る代理人を置く者は、別表第3市内業者等特例範囲欄に定めるところにより入札に参加させることができる。

3 入札参加者について格付をしない工事にあつては、経審評点をもって格付等級に

代えるものとし、発注対応工事金額の範囲は特に定めない。

(共同企業体)

第7条 豊岡市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成17年豊岡市制定）に基づき結成される共同企業体については、同要綱により審査された数値をもって別表第2の等級区分に格付し、発注対応工事金額の範囲については、別表第3のとおりとする。

(格付結果の公表)

第8条 市長は、第5条から前条までの規定による格付を毎年行い、その結果を公表するものとする。

(格付の変更等)

第9条 市長は、特に格付の調整を図る必要があると認めた場合は、格付の変更をすることができる。

2 市長は、申請書に虚偽の事項を記載した申請者に対しては、失格とし、又は降級することができる。

3 市長は、前2項の規定により格付の変更を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(指名基準)

第10条 入札に参加する者の指名に当たっては、次に掲げる要件を満たす者から指名するものとする。

(1) 別表第1の工事の種類区分により発注対応工事金額に対応する等級に格付けされている者であること。

(2) 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）に基づく指名停止期間中でないこと。

2 前項の指名に当たっては、次に掲げる事項に留意し、競争の本旨に基づき適正かつ公平に選定するものとする。

(1) 当該工事に対する技術的適性

(2) 市発注工事の工事成績

(3) 手持工事の状況

(4) 工事の受注機会の均等

(5) 受注意欲の状況

(6) 安全管理及び労働福祉の状況

(7) 当該工事の地域性

(8) 経営内容の状況

(9) 反社会的な行為又は不誠実な行為の有無

3 第1項の指名に当たっては、中小企業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資

するため、本店を市内に有する地元業者で施工が可能な工事にあつては、極力地元業者に受注機会の確保を図るよう考慮するものとする。

- 4 指名業者を選定するときは、設計金額に応じ、次の表に掲げる数の業者を選定するものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

設計金額	指名業者基準
1,000万円未満	6者以上
1,000万円以上～3,000万円未満	8者以上
3,000万円以上～1億円未満	10者以上
1億円以上	12者以上

(複合工事の入札参加者)

第11条 2種類以上の異なる工事種類を併せて1件の複合工事として発注する場合の入札参加者の指名に当たっては、当該工事の全体額に占める工事種類別金額の比率を勘案し、比率の高い工事種類を対象として選定する。

(指名の特例)

第12条 災害復旧工事、補修工事等で緊急を要するものその他市長が特に必要と認めるものについては、等級外の入札参加資格者の中から指名することができる。

- 2 特殊な工事で資格格付の区分により難しい工事の入札参加者の指名に当たっては、入札参加者の中から、特殊な工事に対応できる技術力及び信用力のある者を選定するものとする。

(随意契約による見積参加者の選定)

第13条 この要綱の規定は、随意契約による場合の見積参加者の選定について準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が豊岡市入札参加者審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(豊岡市建設工事入札参加者選定要綱の廃止)

- 2 豊岡市建設工事入札参加者選定要綱（平成17年豊岡市制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日の前日までに、旧要綱の規定によりなされた決定、手続そ

の他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年1月18日豊岡市告示第11号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日豊岡市告示第82号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日豊岡市告示第90号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

工事の種類	必要とする建設業法上の許可種類
土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
舗装工事	舗装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
解体工事	解体工事業

別表第 2（第 5 条関係）

格付等級 工事の種類	A	B	C	D	E
土木一式工事	975～	830～974	730～829	660～729	～659
建築一式工事	955～	860～954	750～859	660～749	～659
電気工事	765～	590～764	～589		
管工事	765～	590～764	～589		
舗装工事	886～	716～885	～715		

別表第3（第6条関係）

工事の種類	格付等級	発注対応工事金額	
		標準範囲（千円）	市内業者等特例範囲（千円）
土木一式工事	A	50,000以上	30,000以上
	B	20,000～150,000	7,000～300,000
	C	7,000～50,000	3,000～150,000
	D	3,000～20,000	50,000未満
	E	7,000未満	10,000未満
建築一式工事	A	450,000以上	160,000以上 （非木造 30,000以上）
	B	250,000～ 1,000,000	80,000～1,000,000 （非木造 10,000～ 1,000,000）
	C	100,000～250,000	15,000～600,000 （非木造 5,000～600,000）
	D	20,000～100,000	200,000未満
	E	20,000未満	40,000未満
電気工事	A	50,000以上	5,000以上
	B	50,000未満	100,000未満
	C	7,000未満	20,000未満
管工事	A	50,000以上	5,000以上
	B	50,000未満	100,000未満
	C	7,000未満	20,000未満
舗装工事	A	20,000以上	全ての金額
	B	5,000～30,000	150,000未満
	C	10,000未満	50,000未満

（備考）

「市内業者等の特例範囲」とは、市内業者（市内に主たる事務所を有する者をいう。）及び準市内業者（市内に支店、営業所等を有し、同支店、営業所等に契約締結の代理人を置く者）を標準範囲以外に選定できる範囲をいう。